

広島県告示第十三十九号

平成十六年広島県告示第七百七十二号（証紙代金収納計器の取扱人の指定）の一部を次のように改正し、令和七年十二月十五日から施行する。

令和七年十一月十五日

広島県知事 横田 美香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定は併せて示すようは改正する。
